# 山添村教育委員会インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生等に対し山添村教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校やその他の教育機関(以下「教育委員会事務局等」という。)における就業体験の機会を与え、学生等の職業意識の向上及び村の教育行政に対する理解を深めることを目的に実施するインターンシップ(以下「本実習」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

- 第2条 本実習における「対象者」とは、学校教育法(昭和22 年法律第26 号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。)の学生をいう。
  - 2 本実習とは、教育委員会事務局等において実習を希望する学生等を受け入れて、実習を行わせることをいう。
  - 3 この要綱において「学生実習生」とは、次条第2項の規定による受入れの決定を受け、教育委員会事務局等において実習を行う学生等をいう。

## (受入手続等)

- 第3条 大学等は、その教育の一環として教育委員会事務局等における学生等の本実習を希望するときは、本実習がこの要綱に従い行われることについて承諾した上で、学生実習生希望調書を取りまとめて山添村教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に対して様式第1号及び様式2号と合わせて提出するものとする。
  - 2 教育長は、前項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否等を決定し、大学等に通知するものとする。
  - (1) 本実習を希望する目的、理由等が適当と認められること。
  - (2) 本実習により村の業務に支障がないこと。
  - (3) 本実習の内容について、大学側の支援があること。
  - 3 大学等は、山添村教育委員会(以下「教育委員会」という)と円滑な受入手続きについて、事前 の協議を行うことができるものとする。

## (本実習の募集)

第4条 教育委員会は、本実習の募集期間、募集内容等を山添村のホームページ等により公表するものとする。

## (受入期間および時間)

- 第5条 受入期間は7月から9月までの間に原則として2週間以内で定めるものとする。
  - 2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、教育長が必要と認めときは、別に実習時間を定めることができる。

#### (報酬等)

第6条 教育委員会は、学生実習生に対して報酬、賃金等を支給しない。ただし、教育長が必要と認める交通費等については、この限りではない。

## (服務)

- 第7条 学生実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。
  - 2 学生実習生は、村職員の指示に従い、本実習期間中は実習に専念し、法令を遵守しなければならない。
  - 3 学生実習生は、実習上知り得た情報を漏らしてはならない。本実習を終えた後も、また、同様と する。
  - 4 学生実習生は、教育委員会の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
  - 5 学生実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ教育委員会にその旨連絡しなければならない。

## (誓約)

- 第8条 学生実習生は、前条に規定する事項を遵守するため、教育長に対して、様式第2号による誓約書を提出しなければならない。
  - 2 学生実習生が在籍する大学等は、前項の誓約書に記載された遵守事項について、学生実習生に対し指導徹底するものとする。

#### (実習の中止)

- 第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。
  - (1) 学生実習生が第7条の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。
  - (2) 村の業務に支障をきたすと認められる事態が生じたとき。
  - (3) 学生実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
  - (4) 学生実習生から教育長へ様式第3号の提出があったとき。
  - (5) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。
  - 2 教育長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等に通知するものとする。

#### (実習中における事故責任等)

- 第10条 大学等又は学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、 実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
  - 2 学生実習生が、故意又は過失により、教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、学生実習生は、これらに対して責任を負わなければならない。

#### (実習の証明)

第11条 大学等が学生実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これに応じるものとする。

## (報告)

第12条 学生は、実習期間終了後2か月以内に様式第4号を教育長に提出しなければならない。

#### (補足)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、大学等と協議の上、教育長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。